

令和 5 年 3 月 30 日

各務原市総合事業 指定事業者 御中

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、下記のとおり、各務原市高齢福祉課よりご案内させていただきまますので、対象事業所におかれましては、ご確認のほどよろしくお願いたします。

-----  
各務原市総合事業 指定事業者様

いつもお世話になっております。

各務原市高齢福祉課の和賀登と申します。

令和 5 年 3 月 7 日付でご連絡させていただきましたとおり、令和 5 年 4 月 1 日より、各務原市総合事業【訪問型サービス A(A3)】【通所型サービス A(A7)】においても「介護職員等ベースアップ等支援加算」の算定が可能となります。

国保連請求時等で使用する単位数マスタを下記市ウェブサイトにて更新しましたので、ご確認賜りますようお願いいたします。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009192.html>

また、3 月 7 日付メールでお送りしたサービスコード表(A7)の新しく追加したサービスコード・項目に一部誤りがありました。算定単位には変更はございません。新しいコード表は、本メールに添付並びにウェブサイトに掲載をしております。お手数おかけして申し訳ございませんが、ご確認賜りますようお願いいたします。

\*\*\*\*\*

各務原市役所

健康福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進係

和賀登 直之

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69

TEL:058-383-1111(内線 2750)

058-383-2124(直通)

FAX:058-383-6365

MAIL:[wagato-naoyuki@city.kakamigahara.lg.jp](mailto:wagato-naoyuki@city.kakamigahara.lg.jp)

\* \* \* \* \*